

兵庫県教育情報ネットワークに係るネットワーク管理者について

平成11年8月30日 教高第522号

各教育事務所長、各県立学校長あて 高校教育課長

このことについては、平成10年度末にすべての県立学校のコンピュータ室及び事務室、さらには県立高等学校の心の教育相談室をネットワーク接続するとともに、県立教育研修所を核とした教育情報ネットワークを拡充整備したところです。

つきましては、別紙「兵庫県教育情報ネットワークにおけるネットワーク管理者について」により、ネットワーク管理者を各県立学校、教育事務所等に置くこととしますので、別紙様式により、9月16日（木）までに高校教育課長あて提出願います。

兵庫県教育情報ネットワークにおけるネットワーク管理者について（抜粋）

1 目 的

兵庫県教育情報ネットワーク（愛称：ひょうご ゆずりはネット）の各学校等での利用を推進するため、兵庫県教育情報ネットワーク運営管理要綱に基づき、ネットワーク管理者を置き、ネットワーク資源の適切な割当て、情報モラルの周知徹底を図り、安全で快適な環境を維持する。

2 主な業務

(1) ネットワーク資源の管理及び有効活用について

各学校等における教育用コンピュータ等の接続において、IPアドレスの割当て、機器設定等の管理等を行い、利用を推進する。

(2) ネットワーク利用の推進について

兵庫県教育情報ネットワーク運営管理要綱にしたがって、情報モラル等に反しない快適な利用を推進する。

(3) 兵庫県教育情報ネットワーク利用の推進について

兵庫県教育情報ネットワーク管理部門（県立教育研修所）と連携を図り、連絡会、研修等とおした利用の促進を図る。

(4) 各学校等における利用規程の制定および改訂について

県立教育研修所で作成した「インターネット利用のガイドライン」を基に、各学校等において利用規程の制定および改訂を行い、健全な運用を図る。

(5) 兵庫県教育情報ネットワーク利用に関わる諸問題の解決について

各学校等における兵庫県教育情報ネットワーク利用に関わる諸問題に対し、学校内等ネットワーク管理責任者（学校長等）と協力して解決を図る。

3 今後の取組について

（省略）

（注）現在、県教育委員会事務局において、教育情報ネットワークを所管する課は教育企画課である。